

奈義町国土強靱化地域計画

《強くてしなやかな、住んでみたい。住み続けたい。奈義の町》

令和２年３月 策定

令和７年３月 改定

奈 義 町

目 次

(はじめに)

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の推進期間

第1章 基本的な考え方

- 1 目標設定
- 2 強靱化を推進する上での基本的な方針
- 3 近年の災害等から得られた教訓に基づいて取組む事項

第2章 想定される災害リスク

- 1 災害をもたらす自然的条件
- 2 想定される災害リスク

第3章 脆弱性評価

- 1 「起きてはならない最悪の事態」の設定
- 2 現状の取組の分析・評価等

第4章 国土強靱化の推進方針

- 1 国土強靱化に関する施策の分野
- 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

＜個別施策分野の推進方針＞

- (1) 行政機能／消防団・自主防災組織等
- (2) 被災者対応
- (3) 住宅・生活／情報通信
- (4) 保健医療・福祉
- (5) 農林・産業
- (6) 交通・物流
- (7) 土地保全・土地利用
- (8) 環 境

＜横断的分野の推進方針＞

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人口維持対策
- (3) 老朽化対策
- (4) デジタル活用

第5章 計画の推進

- 1 取組の重点化
- 2 計画の見直し（PDCA）

(はじめに)

1 計画策定の趣旨

町の強靱化を進め、災害時に町民の生命・財産を守り、また町の経済活動を含む社会生活への致命的な被害を避け迅速な復旧・復興を図るため、防災・減災の視点で『強さとしなやかさ』を備えた地域の道路、河川、上下水道等のライフラインや公共施設等の構造的基盤の整備と、住民生活、産業振興、保健医療・福祉等を含めた持続的発展の基盤を平時から構築し、もって災害に強いまちづくり実現に資することを目的として、令和2年3月に本計画を策定し、全庁で一丸となって取組みを推進してきた。

さらに、令和7年3月の計画改定では、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、近年の災害から得られた教訓等を踏まえ、これまでの取組みを点検し、強靱化に向けた今後の推進方針の見直しを行い、本町における強靱化をさらに推進していくこととする。

2 計画の位置付け

国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）であり、強靱化に係る個別計画等の指針として定めるものである。

3 計画の推進期間

計画内容は、国の基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画に準じ、概ね5年以内に見直すこととし、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とする。ただし、本計画策定後、国や社会情勢等の急激な変化により見直しが必要となった場合は、逐次見直しを行う。

第1章 基本的な考え方

1 目標設定

本地域計画は、町が県や近隣市町村、民間事業者等と連携し、国の支援施策とも一体となって国土強靱化を推進することにより、安全で安心なまちづくりを進めるとともに、国及び県全体の強靱化にも貢献するために策定するものであり、基本法において基本計画及び県の地域計画との調和を保つことが定められていることから、調和する目標や基本方針の下で強靱化を推進する。

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 災害時等において受けた被害からの迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最優先される。
- ② 大規模自然災害発生直後から消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持った取組推進
- ③ 地域連携を強化しつつ、「自律・分散・協調」構造への転換

- ④ 適正な制度、規制の在り方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策、ソフト対策の適切な組み合わせ
- ② 町民協働、公民連携による「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ
- ③ 非常時の防災・減災等の効果のみならず、平時にも有効活用される対策

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口の減少等に起因する町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、財政資金の効率的な使用に配慮した施策の重点化
- ② 既存の社会資本の有効活用による費用の縮減、効率的な施策の推進
- ③ 民間資金の積極的活用
- ④ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑤ 人命を保護する観点からの土地の合理的利用の促進
- ⑥ 科学的知見に基づく研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地区コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ② 子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人等への配慮
- ③ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

3 近年の災害等から得られた教訓に基づいて取組む事項

(1) 総合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進に当たっては、防災・減災の視点に加え、地方創生の取組や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、総合的・長期的視点をもって取組む。

(2) 県・他市町村と連携した強靱化施策の推進

被害を最小限に留めるために、県・他市町村と連携して強靱化施策に取り組み、災害に強い地域社会づくりを推進する。

(3) 防災人材の育成

地域防災力を強化するため、災害発生時に自らの判断で的確に行動できる能力を持った人材や、自主防災組織等の地域防災の担い手となる人材の育成を推進する。

(4) 民間における防災対策の促進

国土強靱化を実効あるものにするためには、民間事業者等の主体的な取組が極めて重要であることから、企業のBCP策定など、民間における防災対策の促進を図るとともに、官と民が適切に連携、役割分担して推進す

る。

(5) 平成30年7月豪雨災害等近年の災害からの教訓を踏まえた取組みの推進

県内で甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害をはじめ、近年に発生した災害からの教訓を踏まえた取組みを推進する。

(6) 感染症対策を踏まえた取組みの推進

感染症等が流行している中で災害が発生することを想定し、感染症対策を踏まえた取組みを推進する。

(7) 県・他市町村等との相互連携・応援体制の充実

大規模広域災害に備え、県・他市町村及び民間事業者等と締結している災害時の相互応援協定などによる相互連携・応援体制を充実させる。

(8) 令和6年能登半島地震を踏まえた取組みの推進

能登半島地震災害は、半島地域という地理的・社会的な制約の下で発生したものであり、孤立集落、災害現場へのアクセス、被害状況把握、避難所営、物資調達・輸送などの対応に取り組む必要がある。

第2章 想定される災害リスク

1 災害をもたらす自然的条件

(1) 風水害等

① 暴風（台風、広戸風）

岡山県地方は比較的風の弱いところであるが、顕著な台風の接近時には内陸部にある本町でも 20m/s 以上の暴風となる。

特に局地的に発生する広戸風は、風速 $40\sim 50\text{m/s}$ の暴風でこれにより農作物を中心に被害を受けている。

この風の実態について近年、気象学的解析が進められ、その発生の仕組みや性質など、十分とはいえないがつかめてきている。広戸風の発生は、台風又は発達した低気圧が四国南沖や紀伊半島を北東へ進路をとる場合等が考えられる。

広戸風は台風時期である7月から10月に多く発生し、水稻の成熟期や収穫期にあたっており、果樹や野菜もこれからというところで被害を受けるため、農家の経済に大きな影響を与えている。

② 大雨

岡山県の大雨は6月から9月が一番多く、5月、10月がこれに次いでいる。6月から7月にかけて、とくに6月下旬から7月初旬にかけていわゆる梅雨末期に降りやすく、台風が梅雨前線を刺激して豪雨になることもある。

台風の襲来頻度は8月から9月にかけて最も多く、7月と10月がこれに次ぐが、夏台風は秋台風に比べると雨量が少ない傾向にあり、猛烈な台風は9月中・下旬に襲来して大きな災害をひきおこすことが多い。

また、6月から9月にかけては雷雨による局地的豪雨の発生が多い。

大雨の気象原因

- 1) 梅雨型の気圧配置で梅雨前線の活動が活発になった場合
- 2) 大型台風が岡山県又はその付近を通過する場合
- 3) 台風の接近時、前線が西日本付近に停滞している場合（雨の降り始めが早く、降雨期間が長い。）
- 4) 雷雨性の局地的なもの、線状降水帯の発生・停滞を含む。
（気象条件にもよるが一か所に停滞し災害をもたらす場合がある。これは低気圧の通過後、寒冷前線がゆっくり下がってくるとき雷雨を伴って豪雨となりやすい。）

③ 洪水

県下の災害では件数、被害額ともに上位を占めているのが大雨による洪水である。平成30年西日本豪雨による甚大な被害は大きな教訓である。

ひとくちに雨量が何ミリをこえると水害が発生するといっても、実際には前から降った雨量を考慮する必要があり、さらに重要なことは雨の強度である。特に長雨が続いているような場合には、それほどの大雨でなくても水害が発生するため、雨量が注意報や警報の基準に達しない場合でも注意が必要である。

また1時間40ミリ程度、又はそれ以上の雨が降ると同時に水害が発生し降雨と水害の発生との間に時間的余裕はほとんどない。このような強雨が数時間同じ地域で継続するときには、その地域においてはたちまち河川が氾濫し、土砂災害も発生して大きな被害を受ける。

④ 豪雪

県北部地域とくに中国山地付近は日本海式気候であり、加えて高原気候でもある。季節風の吹くときは雪になる場合が多いため気象条件などを考慮しつつ雪の予報・警報に十分注意する必要がある。

(2) 地震

本町に大きな被害をもたらした地震の記録は残っていないが、県下で震度4以上を観測した地震としては、明治以降12回を数えている。

なかでも昭和21年に発生した南海道大地震では、県下では県南部地帯で死者52名を出すなど水害ほどではないにしても地震に対する用心がなかっただけに被害も大きかった。

地震自体が直接原因で起こる災害としては、家屋の倒壊による人的被害、地震の種類によっては山崩れや地滑りなどの起こる場合も考えられるのでこれらの特徴に応じた防災体制をとらなければならない。

我が国の住居は、そのほとんどが木造であるが、これは地震でつぶれやすいと同時に燃えやすいという特徴があるので、この点十分留意しなければならない。過去の例からみても地震に火災はつきものといつてよいほどよく発生している。

この火災の主な原因となるものはコンロの火、電熱器などが多く、この他、発火性の薬品によるものがある。したがって平素の火そのものに対する注意とともに、石油、プロパンガスなど危険物に対する注意を万全なものとしておかなければならない。

2 想定される災害リスク

町に大きな被害をもたらす自然災害として、町の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、次のとおり「想定する災害リスク」を設定する。

【想定される災害リスク】

自然災害の種類	想定する被害の様相等
暴 風 (台風、広戸風)	台風の直撃や広戸風により、家屋、山林、電柱等の大規模な倒壊等が発生し、人身への被害や長期の停電等による大規模な生活への影響が生じる。(平成 16 年 10 月 20 日、台風 23 号の広戸風で瞬間最大風速 51.8m/s 観測)
土砂災害	想定最大規模(千年に一度)の降雨やゲリラ的な短時間地域集中型の豪雨などにより、大規模な土石流・地滑り・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。この際、馬桑川沿い地域の孤立が生じるおそれがある。
洪 水	想定最大規模(千年に一度)の降雨やゲリラ的な短時間地域集中型の豪雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長期間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。馬桑川、淀川、高殿川、名義川、滝川、岩倉川等の氾濫のおそれがある。
断層型地震	山崎断層帯及び那岐山断層帯を震源とするマグニチュード 7～8 クラスの地震により、町内が最大震度 6 強の揺れに襲われ、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ

	おそれがある。(平成26年5月被害想定公表)
南海トラフ地震	今後30年間に約80%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とする地震により、町内で震度5弱から5強の揺れに襲われ、人身や建物、社会インフラに大きな被害が及ぶおそれがある。 また、太平洋沿岸地域及び県の南部地域での甚大な被害発生により、町への大きな影響（広域避難への対応、被災自治体への支援、経済活動の停滞など）の生じるおそれがある。(平成25年7月被害想定公表)
複合災害	南海トラフ地震や断層型地震の発生前後での集中豪雨、大型の台風や広戸風が連続して襲来することにより、被害がさらに拡大する。

第3章 脆弱性評価

地域計画の策定に当たっては、次の手順により町内で想定される自然災害リスクを踏まえた脆弱性の評価（リスクに対して現状のどこに問題があるか、どこが弱点となっているかの検討）を行い、町の脆弱性を分野横断的、総合的に検討した。

1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

町で想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として30の「起きてはならない最悪の事態」（別表1）を設定した。

2 現状の取組の分析・評価等

設定した30の「起きてはならない最悪の事態」の回避に寄与する町の個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に評価するとともに、「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けた課題を、関連のある計画間の連携や町以外の主体（国、県、近隣市町村、民間事業者等）の取組も含め分析した。

脆弱性評価の結果は、「奈義町国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果」（別紙）のとおりである。

第4章 国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標の達成に向け、ハード・ソフト両面から町の強靱化を図るための施策分野別の推進方針を次のとおり定める。

1 国土強靱化に関する施策の分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野は、8つの個別施策分野と4つの横断的の分野とする

<個別施策分野>

- (1) 行政機能／消防団・自主防災組織等 (2) 被災者対応
(3) 住宅・生活／情報通信 (4) 保健医療・福祉 (5) 農林・産業
(6) 交通・物流 (7) 土地保全・土地利用 (8) 環境

<横断的施策分野>

- (1) リスクコミュニケーション (2) 人口維持対策、(3) 老朽化対策
(4) デジタル活用

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

1で設定した8の施策分野ごとの推進方針（国土強靱化に関する施策の基本的な指針）を次のとおり定める。各分野の推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標及び事前に備えるべき目標に照らし、必要な対応を施策の分野ごとにまとめたものであり、それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進に当たっては、担当課等を明確にした上で全庁的な推進体制を構築して関連する情報や進捗管理を共有し、また、必要に応じて関係する他の機関等と積極的に協議するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮するものとする。

<個別施策分野の推進方針> ※ 重：重点化した推進方針 新：新規の推進方針

(1) 行政機能／消防団・自主防災組織等

(行政機能)

【業務継続体制の確保】

重： 平成30年3月に策定した業務継続計画で明らかとなった課題について、PDCAサイクルで具体的な改善策を検討して順次対策を実施するとともに、改善の進捗状況に応じて計画を見直し、災害時の業務継続体制の確保を図る。

〔3－① 総務、全課〕

【災害応急活動体制】

重： 令和4年に策定した災害時受援計画に基づき、地方自治体、警察、消防、自衛隊及び防災関係機関との訓練等を通じた連携強化に取り組むと共に実情に応じた計画の随時見直しを行う

〔1－①、1－②、1－③、3－① 総務〕

重： 災害発生時の初動対応を効果的に行うため、町の公的備蓄品の増強を図り、維持管理を継続して行う。

〔３－① 総務〕

重： 災害発生時の効果的な対応のため、必要な各種協定の締結を促進する。

〔２－② 総務〕

新： 巨大地震の発生を想定し、防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な防災訓練を実施するとともに、避難訓練などへの住民参加を広く促し、災害対応力の強化を図る。

〔３－① 総務、全課〕

【庁舎、施設等の耐災害性向上】

重： 災害対策本部を設置する庁舎及びその代替え施設である文化センターの耐震対策（書棚等の転倒防止等のソフト対策含む）、停電対策等の強化を図り、災害対策本部機能の維持を推進する。

〔３－① 総務、全課〕

○： 重点事項に連携して、主要河川監視体制の維持、災害時孤立予想地域のヘリコプター運用条件の整備、災害時支援物資の受入れ・配分体制の整備、災害時に必要となる人材の確保等の取組を推進する。

〔１－④、２－①、８－② 総務、２－② 産業振興〕

（消防団・自主防災組織等）

重： 消防団の充実強化を図るため「奈義町消防団改編計画」に基づき、団員数の確保、団員構成年齢の若返り、運用要領・単位の検討等を推進する。

〔１－①、１－②、１－③、１－④、１－⑤ 総務〕

重： 消防団の訓練の充実を図り、消火訓練、水防訓練及び災害時の安否確認・避難誘導等の訓練を通じ、災害時の実効性向上を推進する。

〔１－①、１－②、１－③、１－④、１－⑤ 総務〕

重： 「共助」の要となる自主防災組織が地区の実情に応じた初動対応を行えるよう、防災訓練の継続や自主防災組織育成交付金事業による

組織の活性化を推進する。

〔1－①、1－②、1－③、1－④、1－⑤、5－③、8－③ 総務〕

（２）被災者対応

（避難所等の機能維持及び充実）

重： 1次避難所である各地区コミュニティハウス等の居住（バリアフリー化含む）、集会スペース、炊事（野外炊事含む）、災害時情報収集、太陽光発電システム、蓄電池等の機能を維持する。

〔2－⑥ 総務、生涯学習〕

重： 2次避難所である小学校・中学校及びB & G体育館等の太陽光発電システムの維持管理や防災備蓄品の整備など防災機能の充実を図る。

〔2－⑥ 学事、総務〕

重： 災害弱者となる乳幼児や妊婦等の福祉避難所として、こども園等の自家発電システムの維持管理や防災備蓄品の整備など防災機能の充実を図る。

〔2－⑥ 学事、こども・長寿、総務〕

重： 大規模停電が長期間続いた場合等に備え、停電対策に機動的に対応できる電気自動車（EV、HV等）の導入を推進する。

〔1－①、1－②、4－① 全課〕

○： 重点事項に連携して、災害時孤立予想地域での物資備蓄の推進、避難所での感染症対策や被災者の公的支援及び仮設住宅建設等の準備を推進する。

〔2－①、8－④ 総務〕〔2－⑤ こども・長寿〕

〔8－④ 地域整備〕

（３）住宅・生活／情報通信

（住宅・建築物の補強・耐震化等）

重： 近年、台風の強力化や勢力を維持したままの上陸が多くなっていることを踏まえ、家屋の新築・改築時における補強対策等を地元民間業者を含めて普及し改善を推進する。

〔1－① 総務、地域整備〕

重： 住宅の耐震診断及び耐震補強等の支援制度を充実させるとともに、積極的広報により、耐震化を促進する。

〔１－② 地域整備〕

（水道施設の耐震化等）

重： 水道施設の耐震化を計画的に進めて防災機能の向上を図るとともに、被災に備え、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の活用等を推進する。

〔６－② 地域整備〕

（下水道施設の機能確保）

○： 下水道ＢＣＰの見直しと訓練の実施、下水道ストックマネジメントの策定及び合併処理浄化槽の設置を促進する。

〔６－③ 地域整備〕

（エネルギー供給施設事業者との連携）

○： 中国電力等との停電対策（電線の地中化対策、早期の停電復旧対策等）、ＬＰガスの緊急調達（県と県ＬＰガス協会との間の協定活用）、エネルギー供給施設の被害予防対策上の連携を促進する。

〔２－③ 総務、産業振興〕

（情報通信基盤・伝達体制の確保）

重： 災害時の町民等への迅速確実な情報伝達のため、防災行政無線の機能強化を図るとともに、町ホームページ、奈義町アプリ、ＳＮＳ等の各種情報伝達手段を連携させて発信力の強化を図る。また、ＤＸによる新たな情報伝達手段を構築する。

〔１－⑤、４－② 総務、情報企画〕

○： 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等を活用した住民への迅速な情報伝達環境の維持、災害時孤立予想地域での通信確保、岡山情報ハイウェイ・岡山県総合情報防災システムの活用及び公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の公共施設、各コミュニティハウス等への設置を推進する。

〔１－⑤、４－② 総務、情報企画〕

(4) 保健医療・福祉

(避難確保計画の実効性向上)

重： 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の避難確保計画の実効性向上のため、提出された計画に基づく避難訓練の実行確認を推進する。

〔1－③、1－④ 総務、こども・長寿〕

(避難誘導體制の確保)

重： 避難行動要支援者名簿の整備を継続するとともに、要配慮者の避難支援個別計画の作成を推進する。

この際、視覚障害者に対しては、情報伝達に限らず、避難所までの避難ルート・手段を確保する。聴覚障害者に対しては、電子メールを含む複数の情報伝達ルートを確保するなど、要配慮者の状況に応じた対策を推進する。

〔1－⑤ 総務、こども・長寿〕

(要配慮者対策)

○： 災害時の対応を誤らないため、要配慮者の心情（身上）や体調の変化を継続的に把握し、民生児童委員やケアマネージャー等との情報共有の連携維持を推進する。

〔1－⑤ 総務、こども・長寿〕

(災害時の医療・救護体制の確保)

○： 災害時の医療・救護体制を確保するために、平常時から岡山県医師会等、日本赤十字社、町内医院等との連携維持を推進する。

○： 救急医療活動に必要な非常用電源を確保する。この一環として、機動的に対応できる電気自動車（EV、HV等）の導入を推進する。

〔2－③、2－④ こども・長寿〕

(感染症対策の推進)

重： 子どもや高齢者に対する予防接種に関する情報提供や、予防接種の事前・事後の医療相談対応により、平時から予防接種率の向上を図る。

特に季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症流行期と災害が重なった場合には、避難所内での感染拡大が予想される。予防

接種の効果は接種から２週間後頃以降に見込まれるため発災後の予防接種では遅く、流行期以前の定期的な予防接種実施の啓蒙に努める。

〔２－⑤ こども・長寿〕

重： 避難所開設時の感染症予防のため、マスクの着用、手指の消毒、施設の消毒等、蔓延防止措置を適切に実施するための消毒薬等の確保の準備を推進する。

この際、インフルエンザやノロウイルス対策等に関する周知文書を避難所内に掲示する等、被災者自らの感染症対策を促進する。

〔２－⑤ こども・長寿〕

（５）農林・産業

（農地、農業用施設の保全）

重： 農業用水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備するとともに、農作物を保護し、農業継続意欲を維持するための獣害対策を推進する。

〔７－② 産業振興〕

○： 重点事項に連携して、離作等による耕作放棄地の拡大防止策、畜産農家等の飼料等の適度の備蓄、計画的な間伐、山地災害の防止施策等を推進する。

〔５－④、７－② 産業振興〕

（ため池の適切な管理）

重： ため池については、老朽化とともにため池下流において混住化が進んでおり、決壊した場合は甚大な被害を及ぼす恐れがあるため池もあることから、早急な対策が必要である。対策までに時間を要する危険なため池については、水位を下げる管理等による安全対策に加え、ハザードマップ作成等の減災対策を進め、また、農業利用の見込みのないため池については廃止について検討を行う等の施策を推進する。

〔７－①、７－② 地域整備、産業振興〕

（企業の事業継続計画（ＢＣＰ））

重： 災害後の早期復旧、事業継続に向けた町内所在企業のＢＣＰ策定の普及促進を図り事業継続能力向上を促進する。

〔５－① 産業振興〕

（工業用水道施設機能の確保）

○： 工業用水道の老朽化対策を計画的に推進する。

〔6－② 地域整備〕

（金融支援）

○： 県の融資制度である「事業継続対策資金」の活用による事業継続計画（BCP）策定や防災対策の推進、及び災害を受けた企業の運転資金・設備資金に対する「経済変動対策資金」等の支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図る。

〔5－① 産業振興〕

（6）交通・物流

（災害時の道路啓開体制の確保）

重： 災害に伴い道路途絶等が発生した場合に備え、自衛隊の災害派遣部隊との連携、岡山県建設業協会美作支部との協定及び三共リース株式会社津山営業所との協定、NPO法人全国G空間情報技術研究会との協定等により、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資器材の確保に努めているが、実効性の確保のため図上訓練を実施する等連携強化を推進する。

〔1－②、1－③、2－①、2－③、2－④、4－①、5－③、5－④、6－④ 総務、地域整備〕

（林道等の維持管理）

重： 災害時に町民の避難路、応援部隊の進出路、食料等の供給路等として迂回路的に利用できる林道等の適切な維持管理や保全対策を推進する。〔2－①、5－③、5－④ 地域整備〕

（交通管制機能の維持）

重： 信号機電源付加装置の町内信号機への計画的な整備設置を働きかけるなど、災害発生直後からの交通管制機能の維持を推進する。

〔3－② 総務〕

○： 重点事項と連携して、道路機能維持のための道路法面の落石・崩土防止対策、橋梁の長寿命化対策、道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保、公共交通機関の耐災害性向上と事業者間の連携強化、道路規制情報の提供連携等を推進する。

〔２－①、６－④、８－② 総務、地域整備〕

（孤立可能性のある地区等での備蓄の促進）

重： 災害時に孤立する可能性のある地区等について、町による公的備蓄と併せて地区単位での分散備蓄及び各家庭での備蓄を推進する。

〔２－① 総務〕

（７）土地保全・土地利用

（土砂災害警戒区域等指定の周知）

重： 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況をハザードマップ等を通じて周知するとともに、防災訓練や災害・避難カードの作成時に地区毎、各戸毎のリスクを徹底して避難行動の確認する等の理解促進を図る。

〔１－③ 総務、地域整備〕

（土砂災害危険個所の解消）

重： 近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況など、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を推進する。

〔１－③ 地域整備、総務〕

（治水施設整備の推進）

重： 町内主要河川の現状を把握し、優先順位をつけて護岸整備、異常洗掘及び土砂堆積箇所の対策工事を計画的に推進する。

〔１－④ 地域整備、総務〕

（大規模盛土造成地調査）

重： 大規模盛土造成地について、その位置や規模を早急に調査し必要な対策を推進する。

〔１－② 地域整備〕

○： 重点事項に連携し、砂防関係施設の長寿命化計画の策定、河川の洪水誘発要因解消（河川内の立木の伐採除去等）の継続、陸間施設の維持管理等を推進する。

〔１－④ 地域整備、総務〕

(8) 環 境

(災害廃棄物の処理)

重： 近年の台風・大雨・地震災害時には、大量の災害廃棄物の発生とその処理が、事後の復旧・復興に大きな影響を及ぼしている。このため、令和3年3月に策定した「奈義町災害廃棄物処理計画」に基づき、平時からの1次集積場所の整備や発生した災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を推進する。

〔8－① 税務住民、総務〕

○： 重点事項と連携して、合併処理浄化槽の設置、有害物質の大規模拡散・流出対策等を推進する。

〔6－③ 地域 8－① 税務住民〕

<横断的施策分野の推進方針>

(1) リスクコミュニケーション

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

重： 町民の協働、公民連携により「自助」「共助」「公助」の連携を強化し推進する。

このため「自分の命は自分で守る」「地域の仲間は地域で助ける」意識の高揚を図り、防災マップ・ハザードマップに基づく避難行動の確認を推進し、町の総合防災訓練、自主防災組織毎の防災訓練を継続するとともに内容の充実を図る。

〔1－①、1－②、1－③、1－④、1－⑤ 総務〕

重： 町内全19地区の自主防災組織の活動の活性化を図るため、自主防災組織育成交付金事業を継続するとともに、自主防災組織毎の取組に必要な協力を継続し、活動の活性化を推進する。また、各自主防災組織が自主的に行動できるよう防災士の育成を図る。

〔1－①、1－②、1－③、1－④、1－⑤、5－③、8－③ 総務〕

(防災教育・啓発等)

重： 小学校・中学校での地域の災害リスクを考慮した実践的な防災訓練・防災教育を実施し、防災意識を啓発する。

〔1－② 総務、学事〕

(災害ボランティア活動の推進)

重： 発災当初から計画的に災害ボランティアの支援を有効活用するため、災害ボランティアの受入れマニュアル、災害ボランティアセンターの運営マニュアルを整備して、予め対応を準備する。

また、県及び各市町村の社会福祉協議会と連携し、災害救援専門ボランティアの種類ごとの登録状況の情報を入手し、発災時に必要な種類の災害救援専門ボランティアの支援を確保するための準備を図る。

〔８－③ 総務、こども・長寿〕

○： 重点事項と連携して、個人備蓄の普及、実践的な防災教育の普及、災害時の外国人被災者への支援、救援活動等に係る人材育成、炊き出し訓練の継続等を推進する。

〔１－⑤、２－②、８－② 総務〕

（２）人口維持対策

（地域コミュニティの活性化）

重： 突発的な災害が発生した際には、自助・共助・公助をもって、発生当初は人命救助・救急を主体に、その後は被災者の生活支援等を行いつつ復旧・復興を図っていく必要があるが、その際最も重要な事項の一つが地域コミュニティの維持・充実による活性化であり、その為には、町内各地区の人口を維持し、日常の生活と一体となった自主防災組織の活動の活性化が必要である。このため、地方創生事業との連携を含めた人口の維持・地域コミュニティの活性化を推進する。

〔１－①、１－②、１－③、１－④、１－⑤、５－③、８－③、８－④総務、全課〕

（被災住民が町内生活できる施策）

重： 災害発生直後の避難所や在宅避難時の生活環境の維持を始め、その後の応急仮設住宅の建設又は借上げを町内で行うことにより、災害発生後も被災住民が町内で復旧・復興に向けて安心して取り組める施策を計画的に準備する。

〔８－④総務、地域整備、税務住民〕

（総合的なまちづくりの視点での災害復興計画策定の準備）

重： 災害発生後の地域の再生は、単に原状回復する復旧ではなく、より強靱で住みやすく住みたくなるまちづくりを意識した復興を目標に行う必要があり、その為には、災害発生直後の応急対応段階から将来を

見据えた復興計画の策定を計画的に準備する。

〔８－④情報企画、総務〕

- ： 重点事項に連携して、子育て支援施策の維持・充実、小学校・中学校、こども園等の環境及び機能の充実、高齢者の生活環境の維持・改善、移住・定住希望者の住宅確保、空家対策などを推進する。

〔８－④総務、全課〕

（３）老朽化対策

（公共土木・農林施設の長寿命化）

重： 公共土木・農林施設の長寿命化計画の策定等を推進する。

- ： 個別の取組として、橋梁の長寿命化、水道施設の耐震化、下水道ストックマネジメントの策定を推進するとともに、電線の地中化（共同溝）対策の検討を進める。また、町管理施設の老朽化対策を継続的に検討する。

〔２－①、２－②、４－①、６－③、７－① 地域整備、総務〕

（４）デジタル活用

（防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進）

重： 防災行政無線について、災害時においても正常な機能が確保できるよう、保守点検や老朽化対策を適切に実施するとともに、さまざまな通信手段と効果的に組み合わせ、高い信頼性を有するネットワークとなるよう、計画的な機能強化を推進する。

〔１－⑤、４－② 総務、情報企画〕

（効果的な災害広報及び情報伝達手段の多様化・効率化の推進）

重： 気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、なぎアプリ、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用するなど、伝達手段の多様化・効率化を推進する。

〔１－⑤、４－② 総務、情報企画〕

第5章 計画の推進

1 取組の重点化

ハード・ソフトの適切な組み合わせや効率的な施策の推進など、第1章に定める基本的な方針を踏まえ、限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に町の強靱化を推進するため、基本計画及び県の地域計画との調和を保ちつつ、町が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度などの視点を総合的に勘案し、下表のとおり各施策分野の重点化事項を定める。

(重点化の視点)

効果の大きさ	災害リスクを回避する上での影響・効果の大きさ ● 対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時において、人命の保護や社会の重要機能等にどの程度重大な影響を及ぼすか、など
緊急性・切迫性	災害リスクに対する緊急性・切迫性の度合い ● 想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施に緊急性があるか、など
施策の進捗状況	全国的及び県内の水準や目標等に対する進捗の状況 ● 対策に係る指標（全国的及び県内の水準や目標値）等に照らし、どの程度、対策の進捗を向上する必要があるか、など
平時の活用	災害時のみならず、平時における活用の有効性 ● 想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老朽化対策や地域活性化など、平時の課題解決にも有効に機能するものか、など
国及び県全体の強靱化への貢献	国及び県全体の強靱化に対する貢献の度合い ● 国の基本計画、県の地域計画との関係等、対策が国及び県の強靱化にどの程度貢献するか、など

【個別施策分野の重点化事項】

(1) 行政機能／ 消防団・自主防 災組織等	○町のBCPに基づく業務継続体制の確保 ○災害時受援計画に基づく、関係機関との連携強化 ○町の公的備蓄の増強及び維持 ○各種協定締結による支援の確保 ○町民及び防災関係機関参加による実践的訓練の実施
------------------------------	---

	○庁舎、文化センター等の耐災害性向上（耐震対策、停電対策の強化） ○消防団の充実強化（団員確保、訓練の充実等） ○自主防災組織の活性化（訓練の充実、育成交付金の活用）
（２）被災者対応	○１次避難所である各地区コミュニティハウス等の機能維持 ○２次避難所である小学校・中学校等の機能充実 ・太陽光発電システムの維持管理や防災備蓄品の充実強化 ○福祉避難所の確保 ・乳幼児や妊婦等の福祉避難所として、こども園等の自家発電システムの維持管理や防災備蓄品の充実強化 ○停電対策に機動的に対応できる電気自動車（EV、HV等）の導入推進
（３）住宅・生活 ／情報通信	○住宅・建築物の防風対策の普及 ○住宅・建築物の耐震化の推進 ○水道施設の計画的耐震化の推進 ○各種情報伝達手段の確保及び機能強化
（４）保健医療・福祉	○土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の実効性向上 ○災害時避難行動要支援者に対する避難支援個別計画作成の推進 ○各種予防接種の推進 ○避難所での感染症対策の準備
（５）農林・産業	○農地、農業用施設の保全 ・農業用水利施設等の生産基盤の計画的整備 ・獣害対策の推進 ○ため池の適切な管理及び防災重点ため池ハザードマップ整備の推進 ○町内企業の事業継続計画（BCP）作成の確認・支援
（６）交通・物流	○災害時の道路啓開体制の確保 ○林道等の維持管理 ○停電時の町内信号機の機能維持のための岡山県警との連携 ○孤立可能性のある地区等での防災備蓄の推進
（７）土地保全・土地利用	○土砂災害警戒区域等指定の周知 ・ハザードマップによる町民への災害リスクの周知、避難行動確保

	○土砂災害危険箇所解消の推進 ○治水施設整備の推進 ・護岸整備、異常洗掘及び土砂堆積箇所の対策工事等 ○大規模盛土造成調査の実施
(8) 環境 (災害廃棄物の処理)	○災害廃棄物処理計画の策定及び実効性の確保 ・災害廃棄物 1 次集積所の維持管理及び体制整備

【横断的分野の重点化事項】

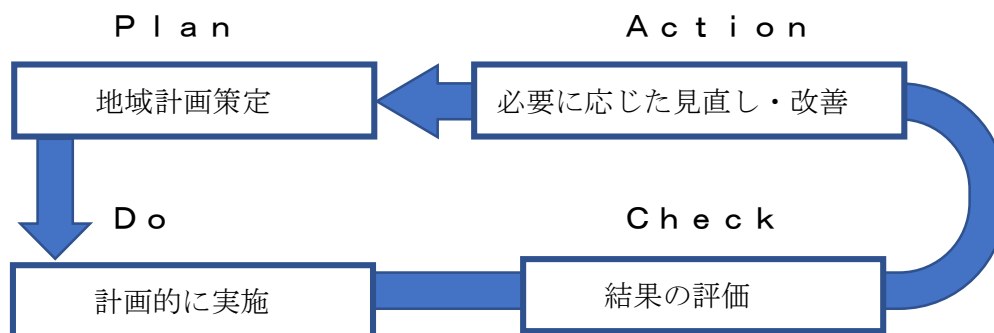
(1) リスクコミュニケーション	○「自助」「共助」「公助」の連携の強化推進 ・「自分の命は自分で守る」「地域の仲間は地域で助ける」意識の高揚 ・防災マップ、ハザードマップに基づく避難行動の確認推進 ・町の総合防災訓練、自主防災組織毎の防災訓練の継続実施と内容充実 ○自主防災組織の活動活性化の推進と防災士の育成 ○学校等での災害リスクを考慮した避難訓練・防災教育の実施 ○災害ボランティアの登録推進と関係団体との連携強化
(2) 人口維持対策	○町内人口の維持による地域コミュニティ活動の維持・充実 ○町内全 19 地区の自主防災組織活動の活性化 ○被災住民が町内で生活ができる施策の推進 ○総合的なまちづくりの視点での災害復興計画の策定
(3) 老朽化対策	○公共土木・農林施設の長寿命化計画の策定等
(4) デジタル活用	○防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進 ○効果的な災害広報及び情報伝達手段の多様化・効率化の推進

「施策分野別の取組事項」(別表 2)

2 計画の見直し（PDCA）

地域計画策定後は、施策ごとの進捗状況を可能な限り定量的に把握し、役場内で共有するとともに、設定した目標の達成状況や社会状況の変化等を踏まえ、PDCAサイクルで計画の見直しを行い、町の強靱化を着実に推進する。

〔PDCAサイクルのイメージ〕



起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
			事態番号	内 容
I 人命の保護が最大限図られる。 II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。 III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧復興	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1－①	台風・広戸風による家屋、山林等の大規模倒壊や死傷者の発生
			1－②	地震による家屋等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生
			1－③	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
			1－④	ゲリラ豪雨等による予想外の洪水・浸水被害の発生
			1－⑤	情報伝達の不備等による避難行動の遅れでの死傷者の発生。特に、一人暮らし高齢者
	2	大規模自然災害発生直後から消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2－①	長期にわたる孤立地域の同時発生
			2－②	被災地・避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2－③	消火・救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2－④	医療施設及び関係者の絶対的不足による医療機能の麻痺
			2－⑤	被災地における感染症等の大規模発生
			2－⑥	避難所の生活環境の悪化によるストレスの蔓延
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3－①	職員及び公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下
			3－②	交通信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3－③	小・中学校、こども園等の倒壊・損壊、電力供給停止による長期の閉鎖
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4－①	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4－②	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5	大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない。	5－①	サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下（工業団地等）
			5－②	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
			5－③	食料等の安定供給の停滞
			5－④	畜産用飼料の供給、農畜産物出荷の長期停滞
	6	大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6－①	長期間の電力供給や石油・LPガスの供給機能の停止
			6－②	上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
			6－③	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
			6－④	地域交通ネットワークが分断される事態
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7－①	ため池、西原ダムの損壊・機能不全による二次災害発生
			7－②	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8－①	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8－②	復旧・復興を担う人材の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8－③	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8－④	被災住民が町外へ流出する事態

施策分野別の取組事項

<個別施策分野>

1 行政機能／消防団・自主防災組織等

取 組 事 項	
重点事項	○町のBCPに基づく業務継続体制の確保 ○災害時受援計画に基づく、関係機関との連携強化 ○町の公的備蓄の維持 ○各種協定締結による支援の確保 ○町民及び防災関係機関参加による実践的訓練の実施 ○庁舎、文化センター等の耐災害性向上（耐震対策、停電対策の強化） ○消防団の集約による充実強化（団員確保、訓練の充実等） ○自主防災組織の活性化（訓練の充実、育成交付金の活用）
その他の事項	
○主要河川監視体制の維持（馬桑川、淀川、高殿川、名義川、滝川、岩倉川等） ○災害時孤立化予想地域のヘリコプター運用条件の整備 ○災害時支援物資の受入れ・配分体制の整備 ○災害時に必要となる人材の確保 ・職員の計画的な人材育成（災害対応要員、建設・土木の要員等） ・「岡山県災害エキスパート隊」の活用 ○災害時の町内青色パトロール体制の強化 ○災害時の町債務の支払業務体制の確保 ○災害時に地域的な防疫活動の必要性が生じた場合の準備	

2 被災者対応

取 組 事 項	
重点事項	○1次避難所である各地区コミュニティハウス等の機能維持 ○2次避難所である小学校・中学校等の機能充実 ○福祉避難所の確保 ○停電対策に機動的に対応できる電気自動車（EV、HV等）の導入推進
その他の事項	
○災害時孤立化予想地区での物資備蓄の推進 ○各避難所の特性に応じた環境改善の取組推進 ○避難所での感染症対策の準備 ○被災者の公的支援の積極的実施の準備 ○仮設住宅の適切な建設の準備	

3 住宅・生活／情報通信

取 組 事 項	
重点事項	○住宅・建築物の防風対策の普及 ○住宅・建築物の耐震化の推進 ○水道施設の計画的耐震化の推進 ○各種情報伝達手段の確保
その他の事項	
○下水道BCPの見直しと訓練実施 ○下水道施設の長寿命化等の推進 ○合併処理浄化槽の設置促進 ○エネルギー供給事業者との連携 ・中国電力等との停電対策の連携（電線の地中化対策、早期の停電復旧対策等） ・LPガスの緊急調達のための連携（県と県LPガス協会との間の協定活用） ・エネルギー供給施設の被害予防対策上の連携 ○全国瞬時警報システム（J－ALERT）等を活用した住民への迅速な情報伝達環境の維持 ○町民への情報伝達手段の多様化 ○災害時孤立化予想地域での通信確保 ○岡山情報ハイウェイの活用 ○岡山県総合情報防災システムの活用 ○公衆無線LAN（Wi-Fi）の公共施設、各コミュニティハウス等への設置	

4 保健医療・福祉

取 組 事 項	
重点事項	○土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の避難確保計画の実効性向上（やまびこ荘（小坂308-2）、運営主体：社会福祉法人奈義町社会福祉協議会） ○災害時避難行動要支援者に対する避難支援個別計画作成の推進 ○各種予防接種の推進 ○避難所での感染症対策の準備
その他の事項	
○岡山県医師会等及び日本赤十字社岡山県支部との連携確保 ○町内医院との連携確保 ○民生児童委員等と連携した要配慮者情報の継続的な把握 ○視聴覚に障害のある人への円滑な情報伝達対策等の推進 ○社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの運営準備 ○救急医療活動に必要な非常用電源の確保（電気自動車の導入等）	

5 農林・産業

取 組 事 項	
重点事項	○農地、農業用施設の保全 ・農業用水利施設等の生産基盤の計画的整備 ・獣害対策の推進 ○ため池の適切な管理及び防災重点ため池ハザードマップ整備の推進 ○町内企業の事業継続計画（ＢＣＰ）作成の確認・支援
その他の事項	
○離作等による耕作放棄地の拡大防止策の推進 ・各地区営農組合と連携した耕作農地の維持等 ○畜産農家等の飼料等の適度の備蓄推進 ○停電時の電源確保等の支援施策の推進 ○計画的な間伐の推進 ○エネルギー供給施設の被害予防対策上の連携 ○山地災害の防止施策の推進（治山台帳の整備等） ○災害時の金融支援制度の周知及び活用支援 ○工業用水道施設機能の確保 ○地域経済力の強化 ○災害時の金融支援制度の周知・活用	

6 交通・物流

取 組 事 項	
重点事項	○災害時の道路啓開体制の確保 ○林道等の維持管理 ○停電時の町内信号機の機能維持のための岡山県警との連携 ○孤立可能性のある地区等での備蓄の推進
その他の事項	
○道路機能維持のための道路法面の落石・崩土防止対策の推進 ○橋梁の耐震化対策の推進 ○支援協定締結団体との連携強化 ○道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保 ○公共交通機関の耐災害性向上と事業者間の連携強化 ○道路規制情報の提供連携	

7 土地保全・土地利用

取 組 事 項	
重点 事項	○土砂災害警戒区域等指定の周知 ・ハザードマップによる町民への災害リスクの周知、避難行動確保 ○土砂災害危険箇所解消の推進 ○治水施設整備の推進 ・護岸整備、異常洗堀及び土砂堆積箇所の対策工事等 ○大規模盛土造成調査の実施
その他の事項	
○砂防関係施設の長寿命化計画の策定 ○河川の洪水誘発要因解消の継続 ・河川内の立木伐採除去等 ○陸閘施設の維持管理の継続	

8 環 境

取 組 事 項	
重点 事項	○災害廃棄物処理計画の策定及び実効性の確保 ・災害廃棄物1次集積所の維持管理及び体制整備
その他の事項	
○合併処理浄化槽の設置推進 ○有害物質の大規模拡散・流出対策の推進 ○島根原発の原子力災害を想定した広域避難等に伴う関係機関との連携強化等	

<横断的施策分野>

1 リスクコミュニケーション

取 組 事 項	
重点事項	○「自助」「共助」「公助」の連携の強化推進 ・「自分の命は自分で守る。」「地域の仲間は地域で助ける。」意識の高揚 ・防災マップ、ハザードマップに基づく避難行動の確認推進 ・町の総合防災訓練、自主防災組織毎の防災訓練の継続実施と内容充実 ○自主防災組織の活動活性化の推進 ○学校等での災害リスクを考慮した避難訓練・防災教育の実施 ○災害ボランティアの登録推進と関係団体との連携強化
その他の事項	
○個人備蓄「3日分以上、推奨1週間分」の食料、水、その他の生活必需品の確保を各戸に普及 ○地域（自主防災組織）毎の避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制の構築 ○防犯ボランティアの活動促進 ○実践的な防災教育の町内での普及 ・町内での防災講座等の継続実施 ・町内在住防災士の活動活性化 ・図書館での防災関連コーナー等の設置による普及 ○災害時の外国人被災者への支援の推進（外国人向けの災害ボランティアの育成） ○救援活動等に係る人材育成への取組推進 ・研修参加の補助等の継続 ○災害時孤立化予想地域におけるヘリコプター運用訓練の実施 ○防災訓練での炊出し訓練の継続 ・総合防災訓練時は自衛隊と連携し、自主防災組織毎の訓練時は地区で炊出し実施 ○各戸の使用エネルギーの多様化の普及 ・太陽光発電、蓄電池等の設置普及 ○各種公的支援を組み合わせた復興支援施策の推進 ・災害救助法、被災者生活再建支援法等の施策の周知 ・被災者台帳の作成・管理による「漏れなく、重複なく、継続的」支援の実施 ○各戸での火災保険、地震保険等の加入の啓蒙 ○災害時協力井戸の維持管理及び定期的な水質検査	

2 人口維持対策

取 組 事 項	
重点事項	○町内人口の維持による地域コミュニティ活動の維持・充実 ○被災住民が町内生活できる施策の準備 ○被災住民が町内で生活ができる施策の推進 ○総合的なまちづくりの視点での復興計画策定の準備
その他の事項	
○子育て応援施策の維持・充実 ・医療費補助、就学補助等の各種施策の維持・充実 ○小学校、中学校、こども園、放課後児童クラブ、チャイルドホーム等の環境及び機能の充実 ・耐災害性を向上するとともに、災害時の避難所等の機能を平時から準備 ○高齢者の生活環境の維持・改善 ・さとまる乗り合い交通等による生活の足の確保 ・なぎバスによる美作市方向への生活の足の確保 ・中鉄北部バスとの連携による国道53号線沿いの足の確保 ・配食サービス事業による、栄養管理と見守りによる安全安心の確保 ○移住・定住希望者の住宅確保 ○空家対策 ○自主防犯活動の維持 ・青色パトロールの継続実施 ・防犯灯の維持 ・消防団の夜警の継続実施（年末年始等）	

3 老朽化対策

取 組 事 項	
重点事項	○公共土木・農林施設の長寿命化計画の策定等
その他の事項	
○橋梁の長寿命化の推進 ○水道施設の耐震化の推進 ○下水道ストックマネジメントの策定 ○電線の地中化（共同溝）対策の検討 ・国道53号沿い等、信号機の機能維持、停電対策等で国、県と対策を検討 ○老朽ため池の計画的整備や低水管理による決壊防止 ○町管理施設の老朽化対策	

4 デジタル活用

取 組 事 項	
重点 事項	○防災行政無線の老朽化対策、計画的な機能強化の推進 ○効果的な災害広報及び情報伝達手段の多様化・効率化の推進
その他の事項	
○県総合防災システムのオペレーター育成 ○全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した住民への情報伝達手段の多重化の促進等	

奈義町国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

1-① 台風・広戸風による家屋、山林等の大規模倒壊や死傷者の発生

(住宅の補強等)

- 旧来から家屋の多くは、広戸風対策のため自宅の北側に防風林を設置したり、地形上防風を考慮して建設する等の対策が一般的に取られているが、比較的新しい家屋の中には、屋根の軽量化等を含めて防風対策が乏しい面も見受けられる。
一方、日本近海の海水表面温度の上昇により、近年、台風の強力化や勢力を維持したままの上陸が多くなってきており、今まで以上の強風（風速50m/s）を考慮した対応が必要である。
（平成16年10月20日、台風23号による広戸風で瞬間最大風速51.8m/s観測）
よって、家屋の新築・改築時における補強対策等、地元民間業者を含めた対策の普及が必要である。

(災害に強いまちづくり)

- 台風・広戸風により、町内広域での山林の倒木により長期の停電の発生が予想され、防災上重要な建築物である庁舎の停電対策の強化が必要である。
- 1次避難所である各地区コミュニティハウスには太陽光発電及び蓄電池設備が整えてあり、停電時にも対応できるようになっている。エアコン（クーラー）は一つの地区を除き設置されており、夏場の避難にも対応できる。
2次避難所の小・中学校及びB&G体育館にはエアコンがなく、また、停電時の対応も十分でないため、エアコン及び発電設備の整備が必要である。この際、機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する必要がある。

(災害応急活動体制)

- 消防団や自主防災組織等と連携した町内の見回り体制の充実を図る。
現在は、町内全19地区に自主防災組織が在り、消防団とも連携して活発な活動が行われているが、今後、人口減少により自主防災組織の活動が限界を向かえると、災害時の直接的な避難の呼びかけ等が困難になる。これを防ぐためにも人口維持対策を進める必要がある。
- 大規模災害（停電等）に備え、自衛隊の災害派遣、警察の緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊の受援計画の作成を進める必要がある。
- 災害発生時の災害ゴミ等の収集・処理対策を事前に準備する必要がある、特に大規模な被害発生に伴う一時集積場所の確保と運営が必要である。

(防災教育・訓練)

- 強風時には不要不急の外出を避け在宅避難に心がけるとともに、ハザードマップ、防災マップの活用による各戸及び各地域の危険度、災害予測による自助、共助の考え方の普及が必要である。
- 町としての総合的な防災訓練、県や関係団体等との連携した訓練（県の水害特別防災訓練や図上防災訓練等への参加）、全地区（19地区）の自主防災組織毎の訓練等を継続して実施し、知識・技術・意識の普及向上を図る必要がある。

1-② 地震による家屋等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化等）

- 住宅・建築物の耐震化を促進し、支援制度の継続等により一定の進捗はみられるが、引き続き耐震化を促進する住宅や建築物について、補助制度の拡充や制度の広報等について検討する必要がある。

（災害に強いまちづくり）

- 防災上重要な建築物、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実が必要である。
- 地震による落橋や電柱倒壊を防止するため、橋梁の耐震化や電線の地中化（共同溝等）の整備を進める必要がある。
- 1次避難所である各地区コミュニティハウスには太陽光発電及び蓄電池設備が整えてあり、停電時にも対応できるようになっている。エアコン（クーラー）は1個地区を除き設置されており、夏場の避難にも対応できる。
2次避難所の小・中学校及びB&G体育館にはエアコンがなく、また、停電時の対応も十分でないため、エアコン及び発電設備の整備が必要である。この際、機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する必要がある。

（災害応急活動体制）

- 消防団・津山圏域消防や自主防災組織等と連携した初期消火体制の充実を図る。
現在は、町内全19地区に自主防災組織が在り、消防団とも連携して活発な活動が行われているが、今後、人口減少により自主防災組織の活動が限界を向かえると、災害時の直接的な避難の呼びかけや初期消火等が困難になる。これを防止するためにも人口維持対策を進める必要がある。また、消防団員について、人口当たり人数は全国的に比しても高水準にあるが、近年、団員の高齢化傾向が続いており、若年消防団員の確保に努める必要がある。
- 大規模災害に備え、行方不明者捜索、遮断された生活道路の啓開・復旧等のため自衛隊の災害派遣、警察の緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊の受援計画の作成を進める必要がある。
- 災害発生時の災害ゴミ等の収集・処理対策を事前に準備する必要がある、特に大規模な被害発生に伴う一時集積場所の確保と運営が必要である。

（防災教育・訓練）

- ハザードマップ、防災マップの活用による各戸及び各地域の危険度、災害予測による自助、共助の考え方の普及が必要である。
- 町としての総合的な防災訓練、県や関係団体等との連携した訓練（県の水害特別防災訓練や図上防災訓練等への参加）、全地区（19地区）の自主防災組織毎の訓練等を継続して実施し、知識・技術・意識の普及向上を図る必要がある。

（大規模盛土造成地調査）

- 大規模地震時等に地滑りや崩壊により大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その位置や規模を早急に調査する必要がある。
（久常地区 那岐見台団地、東山工業団地等）

1-③ 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（土砂災害警戒区域等の指定）

- 土砂災害から町民の生命・身体の安全を確保することを目的として、土砂災害防止法に基づき指定されている、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況をハザードマップ等を通じて周知する必要がある。

（土砂災害危険個所の解消）

- 土砂災害危険個所全ての整備には多大な経費と時間を要することから、近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況など、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を行う必要がある。

（砂防関係施設の維持管理）

- 砂防関係施設については、施設機能の信頼性確保や長期的な管理経費の縮減・平準化のための長寿命化計画の策定が必要である。

（避難確保体制）

- 土砂災害警戒区域内に存在する要配慮者利用施設の避難確保計画の提出・確認及び訓練実施状況の確認が必要である。
（町内1カ所、やまびこ荘（小坂308-2）、運営主体：社会福祉法人奈義町社会福祉協議会）

（災害応急活動体制）

- 消防団や自主防災組織等と連携した町内の見回り体制の充実を図る。
現在は、町内全19地区に自主防災組織が在り、消防団とも連携して活発な活動が行われているが、今後、人口減少により自主防災組織の活動が限界を向かえると、災害時の直接的な避難の呼びかけ等が困難になる。これを防止するため人口維持対策を進める必要がある。
- 大規模災害に備え、行方不明者捜索、遮断された生活道路の啓開・復旧等のため自衛隊の災害派遣、警察の緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊の受援計画の作成を進める必要がある。
- 災害発生時の災害ゴミ等の収集・処理対策を事前に準備する必要がある、特に大規模な被害発生に伴う一時集積場所の確保と運営が必要である。

（防災教育・訓練）

- ハザードマップ、防災マップの活用による各戸毎及び地域毎の危険度、災害予測による自助、共助の考え方の普及が必要である。
- 町としての総合的な防災訓練、県や関係団体等との連携した訓練（県の水害特別防災訓練や図上防災訓練等への参加）、全地区（19地区）の自主防災組織毎の訓練等を継続して実施し、知識・技術・意識の普及向上を図る必要がある。

1－④ ゲリラ豪雨等による予想外の洪水・浸水被害の発生

（治水施設の整備）

- 町内の県知事による水位周知河川は滝川のみである。また、国土交通省の設定している想定浸水区域（百年に一度の降雨）及び最大想定浸水区域（千年に一度の降雨）も滝川沿いの中島西地区落合橋周辺から勝央町境にかけての地域に限定されている。

しかし、平成30年7月西日本豪雨の際には、馬桑川、淀川、高殿川、名義川、滝川、岩倉川等は、氾濫はしなかったものの、あと一步で越水してもおかしくない状況にあったことから、今後も引き続き護岸整備及び異常洗掘、土砂堆積箇所への対策工事を行う必要がある。

（河川内の立木の伐採除去等、洪水誘発要因の解消）

- 河川内の立木は、増水時に流木等の引っ掛かりにより越水等の洪水誘発要因となりえるため、計画的に伐採する必要がある。

（陸閘施設の維持管理）

- 馬桑1号陸閘、馬桑2号陸閘の維持管理を適切に行い、馬桑川の増水が想定される場合は事前に陸閘を閉じる指示・確認を行う必要がある。

（避難確保体制）

- 河川（名義川）流域に存在する要配慮者利用施設の避難確保計画の確認及び訓練実施状況の確認が必要である。（浸水想定区域でないため法的義務なし）
（町内1カ所、なごみ苑（広岡30）、運営主体：社会福祉法人慈風会）

（水防活動体制）

- 総務課に河川監視カメラの映像を常時確認できる体制をもって、監視体制を確立している。
- 消防団や自主防災組織等と連携した町内の見回り体制及び土嚢等による越水防止対策等の充実を図る必要がある。
現在は、町内全19地区に自主防災組織が在り、消防団とも連携して活発な活動が行われているが、今後、人口減少により自主防災組織の活動が限界を向かえると、災害時の水防活動等が困難になる。これを防止するため人口維持対策を進める必要がある。

（防災教育・訓練）

- ハザードマップ、防災マップの活用による各戸及び各地域の危険度、災害予測による自助、共助の考え方の普及が必要である。
- 町としての総合的な防災訓練、県や関係団体等との連携した訓練（県の水害特別防災訓練や図上防災訓練等への参加）、全地区（19地区）の自主防災組織毎の訓練等を継続して実施し、知識・技術・意識の普及向上を図る必要がある。

1－⑤ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れでの死傷者の発生。
特に、一人暮らし高齢者

(情報伝達体制)

- 県の総合防災情報システム、岡山地方気象台とのホットライン、公共放送等を活用して継続的に努めて正確な情報収集を行い、町防災行政無線、奈義町アプリ、町のWebページ、エリアメール、広報車等の複数手段を併用しつつ、町民に対し適時の避難行動に通じる情報発信を行う必要がある。
- 緊急地震速報や大雨特別警報などの重要情報を国から町が直接受信する全国瞬時警報システム（J－ALERT）について、防災行政無線の個別受信機や屋外スピーカー等と自動的に連動させ迅速に住民に情報伝達する。また、国の計画する運用訓練に定期的に参加し、確実な情報伝達体制を確保する。
- 町の指定緊急避難場所、指定避難所を予め指定し、防災マップ等で住民へ周知徹底を行っておくとともに、災害発生の恐れがある場合には、適時に指定緊急避難場所を開設し、住民の安全を確保する必要がある。
- 各地区の自主防災組織と消防団の連携による避難行動要支援者を含む、「高齢者のみ世帯や独居高齢者への直接的な声かけ」による避難誘導等の実効性の向上を図る必要がある。

現在は、町内全19地区に自主防災組織が在り、消防団とも連携して活発な活動が行われているが、今後、人口減少により自主防災組織の活動が限界を向かえると、災害時の直接的な避難の呼びかけ等が困難になる。これを防止するため人口維持対策を進める必要がある。

(要配慮者対策)

- 避難行動要支援者名簿（令和元年9月修正）の整備を継続するとともに、総務課とこども・長寿課が連携し、要配慮者の避難支援個別計画の作成を推進する必要がある。
この際、視覚障害者に対しては、情報伝達に限らず、避難所までの避難ルート・手段を確保する、聴覚障害者に対しては、電子メールを含む複数の情報伝達ルートを確保するなど、要配慮者の状況に応じた対策が必須である。
また、要配慮者の心情（身上）や体調の変化を継続的に把握するため民生委員やケアマネージャー等との情報共有のための連携を維持することが必要である。
- 町の福祉避難所は1施設（なぎみ苑）の指定を行っているが、高齢者の収容を前提とし最大でも20名程度の収容が限界であり、それ以外の要配慮者については、長期避難所である文化センターを早期に開設し対応するか、新たな福祉避難所を確保するなど、柔軟性を保持した対応が必要である。
- 町内在住の外国人（約80名）に対し、雇用企業と自主防災組織を含めて災害時に効果的な支援が行えるよう、国際交流要員の災害時の活用や災害救援専門ボランティア（通訳等）の支援要請、自動翻訳機の購入等を予め検討する必要がある。

(防災教育・訓練、災害リスクの周知)

- ハザードマップ、防災マップの活用による各戸及び各地域の危険度、災害予測による自助、共助の考え方の普及が必要である。
- 町としての総合的な防災訓練、県や関係団体等との連携した訓練（県の水害特別防災訓練や図上防災訓練等への参加）、全地区（19）の自主防災組織毎の訓練等を継続して実施し、知識・技術・意識の普及向上を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-① 長期にわたる孤立地域の同時発生

(道路交通の確保)

- 馬桑川沿いの馬桑、小坂、皆木地区は、流域に沿って土砂災害警戒区域が点在しており、町内においては孤立化が懸念される地域である。
また、上記地域は流域に沿って主要な道路が通っており、土砂災害警戒区域の点在する地域と重なるとともに、流域に横断的に進入進出する道路は林道に限定されており道路交通を確保することが厳しい地域でもある。このことを踏まえて対策を確立することが必要である。
- 自衛隊の災害派遣部隊との連携、岡山県建設業協会美作支部との間の「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」、三共リース株式会社津山営業所との間の「災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定」を有効活用し、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資器材の確保に努めているが、道路管理者との連携を含めた迅速な道路啓開が必要である。
- 災害時に避難路や迂回路としての機能を持つ林道等の適切な維持管理や保全対策を進める必要がある。
- 道路機能維持のため、道路法面の落石・崩土防止を効率的・効果的に行う必要がある。

(橋梁の長寿命化)

- 橋梁については、橋梁長寿命化計画を策定し計画的に点検・補修を実施し、橋梁の長寿命化を図っているが、橋梁の機能確保のため、引き続き橋梁長寿命化を推進する必要がある。

(ヘリコプターによる人員、物資輸送)

- 町から県庁等を通じて、県消防防災ヘリや自衛隊等のヘリコプターの支援を要請し、人員の避難や医療要員の派遣、生活物資の輸送等ができる様に予め準備する必要がある。
このため、県等と連携して孤立化を想定した救助・物資輸送・救急搬送等の訓練を行う必要がある。
- 孤立化予想地域内に緊急時のヘリポートを設定する必要がある、ヘリコプターの運用者の協力を得て具体的な調査・研究を行い、予め候補地域を設定するなど最悪の事態に備える必要がある。

(孤立化予想地区での備え)

- いかなる災害が発生しても地区毎で短時日最低限の対応ができる様に全地区に災害備蓄倉庫を整備し、炊き出し道具、発電機等を整備しているとともに、自主防災組織育成交付補助金制度等をもって、備蓄食料、飲料等の確保に努めているが、この備えを維持・拡充する必要がある。
- 孤立化が予想される馬桑川沿いの馬桑、小坂、皆木地区においては、他の地区以上に慎重な備えが必要であり、地区の備蓄倉庫のみならず各戸の災害時に備えた食料、飲料、燃料、医薬品等の備えを習慣化する努力が必要である。

2-② 被災地・避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（物資の備蓄・調達等）

- 公的備蓄（市町村）の備蓄量については、県の計画により南海トラフ地震時を想定して各市町村の備蓄品目・備蓄量が示されており、この品目・量を町としての最低目標として備蓄量の維持を継続する。
また、「岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定」に基づき、災害発生時には県内の各自治体からの備蓄物資の提供が期待できる。
更に、県庁内に設置される受援調整部において、必要な支援物資の調整がなされるため、訓練時からその調整要領に習熟し災害時に備える必要がある。
- 個人備蓄「3日分以上、推奨1週間分」の食料、水、その他の生活必需品の確保を各戸に普及するとともに、各地区自主防災組織の備蓄の推進について継続して普及啓発する必要がある。
- NPO法人コメリ災害対策センターとの「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害時の緊急調達が期待できる。

（水道施設の耐震化）

- 大規模な災害に備え、強靱で信頼性の高い水道施設の構築を図るため、耐震化を進める必要がある。

（支援物資の迅速は被災者への配布）

- 近年の大規模災害発生時は、政府の方針によりプッシュ型で被災地に支援物資が届く傾向が強まっている。
この反面、支援物資を受入れる自治体の態勢の不備（仕分け施設の準備不足、仕分け要領不備、人員の不足等）により、被災者に適時に必要な物資が届かない事態も発生しており、事前に必要な態勢を確立し訓練を実施しておく必要がある。

2-③ 火災・救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（医療活動用燃料等の確保）

- 災害時には、DMATや日本赤十字社の医療班等が医療支援のため派遣される。保健相談センター等を救護所として開設する予定としているためその運営等に支障が生じないように、県の医師会等や日本赤十字社等と予め調整し、持ち運び可能な発電機やバッテリーを整備するなど、非常用電源を確保する必要がある。
- 町内に大きな病院等は所在しないが、自家発電装置や太陽光発電システム、蓄電池の設置など、各医療機関の実情のニーズに合わせた非常用電源の確保に努める必要がある。この際、機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する必要がある。

（早期の道路啓開）

- 災害時における火災・救助・救急、医療活動と連携したエネルギー供給の啓開ルートの設定について、検討する必要がある。

（エネルギー供給施設の被害予防、早期復旧）

- 各エネルギー供給事業者において、計画的に関連施設の耐災害性の向上を図る必要がある。特に長期の停電は、在宅で医療機器を使用されている方にとって重要な問題になるため中国電力と連携して早期の復旧に努める必要がある。

2－④ 医療施設及び関係者の絶対的不足による医療機能の麻痺

（医療、救護体制）

- 町内に大きな病院等は所在しないことから、災害時にはDMA Tや日本赤十字社の医療班等の医療支援のための派遣に頼らざるを得ない。
このため、保健相談センター等を救護所として開設する予定としているとともに、大規模な避難所となるB & G体育館、小・中学校体育館の巡回診療等が予想されるが、その運営等に支障が生じないように、県の医師会等や日本赤十字社等と予め調整し、医療機能の維持を図る必要がある。

（早期の道路啓開）

- 災害時における救助・救急、医療活動と連携した啓開ルート（大災害時発生時に被災地で緊急車両等が通行可能となるように道路上の瓦礫等の除去処理を行い、救援ルートを確保すること）の設定について、検討する必要がある。

2－⑤ 被災地における感染症等の大規模発生

（予防接種の推進）

- こどもに対する予防接種に関する情報提供や、予防接種の事前・事後の医療相談対応により、平素から予防接種率の向上を図ることが重要である。

特に季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症流行期と災害が重なった場合には、避難所内での感染拡大が予想される。予防接種の効果は接種から2週間後頃以降に見込まれるため発災後の予防接種では遅く、流行期以前の定期的な予防接種実施の啓蒙が必要である。

（避難所での感染症対策）

- 避難所開設時の感染症予防のため、マスクの着用、手指の消毒、施設の消毒等、蔓延防止措置を適切に実施する必要がある。

この際、インフルエンザ対策やノロウイルス対策に関する周知文書を避難所内に掲示する等、被災者自らの感染症対策を促す必要がある。

（下水道施設の維持管理）

- 下水道ストックマネジメントを策定し、計画的な修繕改築及び老朽化対策を実施する必要がある。

（地域的な防疫活動対策）

- 洪水に伴う浸水に合わせて広範囲にわたり防疫の必要性が生じた場合に備え、地域的な防疫活動の準備を予め実施する必要がある。

2-⑥ 避難所の生活環境の悪化によるストレスの蔓延

（1次避難所である各地区コミュニティハウス等の環境維持）

- 1次避難所である各地区コミュニティハウスには太陽光発電及び蓄電池設備が整えてあり、停電時にも対応できるようになっている。エアコン（クーラー）は一つの地区を除き設置されており、夏場の避難にも対応できる。
- 各地区に炊き出し用具、発電機等を備えているが、地区での運営は数日間の短期間が限界であり、それ以降は2次避難所に集約して、長期間の避難所運営に備える必要がある。
- 各地区コミュニティーハウスは、プライバシーを保護する避難所運営には手狭であり限界があるが、努めて世帯ごと又は男性女性ごと等の配慮をして部屋配分し、生活環境の維持に努める必要がある。

（2次避難所であるB & G体育館、小・中学校体育館の環境維持）

- 2次避難所の小・中学校及びB & G体育館にはエアコンがなく、また、停電時の対応も十分でないため、エアコン及び発電設備の整備が必要である。
- 長期間の避難所運営に備えて、プライバシーを保護しつつ床板からの冷氣等がある程度制限できる間仕切り（段ボール）等は整備しているものの、量・質ともに十分でなく、予め整備する必要がある。
また、発災時の気象状況のみならず、運営が長期化する場合は逐次の気象状況の変化等に対応して生活環境の改善・維持を図る必要がある。
- 避難所の運営は、避難者の自主運営を原則として、自治会的な避難所運営委員会を組織し、避難者の意見を反映しての運営に努める必要がある。この際、女性の委員を必ず含めて、避難者の多様な意見を反映し、生活環境の改善・維持を図る必要がある。

（長期避難所である文化センターの環境維持）

- 太陽光発電システム、蓄電池設備及び自家発電機が整えてあり、停電時にも対応できるようになっているが、夏場の全館を同時に冷房するような場合には電力不足に陥るため、事前の準備が必要である。
- 文化センターには、50畳の畳の部屋、調理実習室、浴場等の長期間の避難所運営に備える施設が比較的整っているが、浴場は狭いため、避難者数に応じてウォーキングプールの浴場の利用や自衛隊の災害派遣部隊に浴場開設を要望することが必要である。

（福祉避難所の機能強化）

- 町の福祉避難所は1施設（なごみ苑）の指定を行っているが、高齢者の収容を前提とし最大でも20名程度の収容が限界である。このため、こども園に、要配慮者のうち乳幼児や妊婦の方を主対象とした福祉避難所機能（発電設備、空調設備、乳幼児の入浴設備等）を設ける必要がある。

（共通）

- 災害時の情報収集及び情報伝達を効果的にし、避難者の精神的な安定にも配慮し、2次避難所等にWi-Fi環境の整備を検討する必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-① 職員及び公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下

（業務継続体制）

- 町の業務継続計画（BCP）は既に作成済であるが、役場内各課の事務分掌等の変更に伴い逐次見直し、常に実効性ある業務継続計画の維持が必要である。
- 大規模災害に見舞われた場合は、町職員が被災する可能性もあるとともに、平常時の町民サービスを基準とした組織では、新たに発生する業務所要に対応することはできない。

この為、「岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定」に基づき県内からの職員派遣の応援や全国的な自治体の対口支援等により、必要な職員を確保するための基準となる受援計画の作成が必要である。

- 庁内業務を行う内部情報システム及びネットワーク通信機器は、システムを収納するサーバーラックは免振対策を施しているが、耐震性は庁舎に依存し、停電時も自家発電設備により半日程度は稼働が可能であるが、その後は、発電設備が必要である。このため、機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する必要がある。

また、住民情報オンラインシステムは、災害対策が施されたデータセンター（岡山中央総合情報公社）に接続されており、複数のバックアップ対策が講じられている。

（庁舎、公共施設の耐災害性向上）

- 山崎断層帯及び那岐山断層帯地震では、町内も最大震度6強の揺れが想定されており、甚大な人的・物的被害が発生し、発災直後の応急対策、事後の災害復旧や被災者支援に限らず、行政サービス全般に支障を及ぼす可能性が高いため、目標を定めて計画的に耐震対策及び停電対策の充実を図る必要がある。
- 庁舎、公共施設のハード対策のみならず、各事務室・倉庫等の地震時の転倒防止等の事前ソフト対策の習慣化が必要である。

3-② 交通信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

（岡山県警との連携維持）

- 県の信号機電源付加装置の整備推進の計画的な整備に町内信号機への設置を働きかける必要がある。
- 電柱倒壊による道路機能喪失を防止するため、電線の地中化（共同溝等）の整備を進める必要がある。

（発電機等の柔軟な運用）

- 現在、町及び各地区自主防災組織で発電機を保有しているが、使用の優先は指定避難所での最低限の電源の補完であり、民家各戸や道路信号の機能補完には対応できないのが現状である。

このため、交通信号機が全面停止した場合等には「岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定」に基づく要求や「災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定」（三共リース株式会社津山営業所）の活用、中国電力に対する電源車等の要請をするなど、柔軟な運用をもって対応する必要がある。

この際、機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する必要がある。

3－③ 小・中学校、こども園等の倒壊・損壊、電力供給停止による長期の閉鎖

（発電機等の柔軟な運用）

- 小学校・中学校には太陽光発電設備が整備されているが、蓄電池は設置されていない。

このため「災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定」（三共リース株式会社津山営業所）」の活用、中国電力に対する電源車等の要請をするなど、柔軟な運用をもって対応する必要がある。また、機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-① 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信基盤の確保)

- 町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時の停電に備え、災害応急対策に必要な非常用電源の確保や、施設内の電気・通信系統の耐災害性の向上に努め、災害発生直後から、警察・消防、自衛隊、避難所、医療機関、その他防災関係機関との連絡や被災情報の収集のための情報通信基盤を確保する必要がある。

- 現在の高齢者向けに機能を発揮する町防災行政無線とスマートフォン世代に機能を発揮するSNSやWebを活用する施策を多面的に実施して情報通信機能を維持する必要がある。

町防災行政無線の信頼性向上を図るとともに、停電時の通信途絶を防ぐため、個別受信機の定期的な電池交換を広報するとともに、役場放送設備の非常用電源設備の充実を図る必要がある。

(停電防止、早期復旧)

- 地震発生時の揺れや液状化による電柱倒壊に起因する停電を防止するため、電線類の地中化対策として電線共同溝の整備を進める必要がある。

- 電力供給施設が被災した場合における復旧作業車両の通行ルート確保など、早期復旧のための電力事業者と道路管理者との連絡体制や情報共有等について、検討する必要がある。

(通信事業者の対策)

- 通信事業者は、災害に備えて計画的に関連施設の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制を確保し、災害時の通信確保に努める必要がある。

4-② テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報伝達の多様化)

- テレビ、ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難勧告等の重要な情報を住民に伝達できるよう、広報車の活用、おかやま防災情報メールや緊急速報メール、SNS、Webなど、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

(岡山情報ハイウェイの活用)

- 県が整備した岡山情報ハイウェイは、回線遮断に備えて経路を多重化しているほか、関連施設の浸水対策、無停電電源装置の整備、基幹回線の高速化など、安全強化策が実施済みである。
- 岡山情報ハイウェイを活用して、岡山県総合防災情報システム、LGWAN回線等やインターネット回線から情報を継続的に入手し、住民等へ必要な情報を伝達する必要がある。

5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない。

5-① サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下（工業団地等）

（企業の事業継続計画（BCP））

- 県は東日本大震災の教訓や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、県BCP推進センターを設置してBCP推進実践塾や普及啓発セミナーを開催し、災害後の早期復旧、事業継続に向けた中小企業へのBCP普及促進を図っているが、さらに個別企業のBCPの実効性を向上させるとともに、サプライチェーン確保のため、関連企業間との災害発生時相互支援協定の締結や企業連携型BCPの策定支援により、事業継続能力向上を促進する必要がある。

（金融支援）

- 県の融資制度に、事業継続計画（BCP）策定や防災対策に必要な資金に対する「事業継続対策資金」や災害を受けた企業の運転資金・設備資金に対する「経済変動対策資金」が設けてあり、支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図っていく必要がある。

（地域の経済力の強化）

- 大規模自然災害発生後であっても経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、奈義町の強みや特性を活かした産業振興や、作州津山商工会奈義支所と連携した町内企業に対する支援等による力強い町内企業の育成に平素から取り組む必要がある。

5-② 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（金融支援の活用）

- 県が行う災害救助法が適用された場合の金融当局からの特別要請に基づく、地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携しての取り組みの広報を実施する必要がある。

（町債務の支払業務）

- 災害により町の財務会計システムが停止した場合の町債務の支払業務について、指定金融機関等と協議しながら円滑な支払業務体制の確保を図るため、対応マニュアル等を整備する必要がある。

5－③ 食料等の安定供給の停滞

（交通基盤の確保）

- 大規模災害に備え、行方不明者捜索、遮断された生活道路の啓開・復旧等のため自衛隊の災害派遣、警察の緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊の受援計画の作成を進める必要がある。
- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ林道等の適切な維持管理や保全対策を進める必要がある。

（炊出し機能の確保）

- 町及び各自主防災組織の備蓄倉庫に炊出し機材を確保するとともに、自主防災訓練等を通じて炊出し訓練を行い機能を確保する。また、状況により自衛隊の災害派遣部隊に炊出し支援を要請する場合に備え、町の総合防災訓練時に災害派遣担任部隊（13特科隊本部管理中隊）による炊出し支援を要請し訓練する。
この際、災害発生時の炊出しメニューを予め作成し、調達食材の種類・量等を明らかにして準備する。

5－④ 畜産用飼料等の供給、農畜産物出荷の長期停滞

（交通基盤の確保）

- 自衛隊の災害派遣部隊との連携、岡山県建設業協会美作支部との「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」、三共リース株式会社津山営業所との「災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定」、NPO法人全国G空間情報技術研究会との「災害時等における無人航空機の活用に関する協定」を有効活用し、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資器材の確保に努めているが、道路管理者との連携を含めた迅速な道路啓開が必要である。
- 災害時に避難路や迂回路としての機能を持つ林道等の適切な維持管理や保全対策を進める必要がある。

（飼料等の適度の備蓄）

- 災害時に供給が滞ることを踏まえた飼料等の適度の備蓄に関し、各酪農家の特性に応じ確認指導する必要がある。

（停電時の搾乳等の電源の確保）

- 酪農家の特性に応じる乳牛等の健康維持、災害時でも安定的な出荷を可能にする発電設備等の確保について、確認指導する必要がある。この際、機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する必要がある。

- 6 大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-① 長期間の電力供給や石油・L P ガスの供給機能の停止

(エネルギー供給施設の被害予防)

- 各エネルギー供給事業者において、エネルギー供給施設の耐震性確保や系統多重化、被災時の早期復旧に必要な資材整備等を計画的に進めるなど、耐災害性の向上を図る必要がある。

(L P ガスの緊急調達)

- 県が県L P ガス協会との間で、災害発生時における緊急用L P ガスの調達に関する協定を締結しており、これを活用して緊急調達を図る必要がある。

(エネルギー供給源の多様化)

- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。

(機動的な発電設備の確保)

- 機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する必要がある。

6－② 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止

（水道施設機能の維持）

- 水道施設の耐震化を計画的に進めて防災機能の向上を図るとともに、被災に備え、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の活用に努める必要がある。

（工業用水道施設機能の確保）

- 工業用水道では、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。

（農業水利施設の保全）

- 農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。
- ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修する必要があるとともに、低水管理等により決壊の未然防止に努める。

6－③ 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化等）

- 老朽化した下水道施設の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るための下水道ストックマネジメントを策定し、計画的に対策を実施する必要がある。

（下水道BCP（事業継続計画））

- 災害発生時の迅速な復旧、事業継続のため下水道BCPの見直し（奈義町地域防災計画との整合等）を行う必要がある。

（合併処理浄化槽の設置促進）

- 合併処理浄化槽については町設置事業により設置促進を図っているが、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、単独処理浄化槽の撤去費の国庫補助事業化を検討する必要がある。

6-④ 地域交通ネットワークが分断される事態

(道路ネットワークの維持管理)

- 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進めるとともに、橋梁及びトンネルの防災対策、信号機能の維持や交通監視、道路規制情報の提供等を適切に実施する必要がある。
- 自衛隊の災害派遣部隊との連携、岡山県建設業協会美作支部との間の「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」、三共リース株式会社津山営業所との間の「災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定」、NPO法人全国G空間情報技術研究会との「災害時等における無人航空機の活用に関する協定」を有効活用し、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資器材の確保に努めているが、道路管理者との連携を含めた迅速な道路啓開が必要である。
- 災害時に避難路や迂回路としての機能を持つ林道等の適切な維持管理や保全対策を進める必要がある。

(公共交通の機能確保)

- 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧体制を確保し、地域交通の維持に努める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-① ため池、西原ダムの損壊・機能不全による二次災害発生

地震又は大雨による直接的な被害のみでなく、これがため池等の決壊を誘発する事態を想定

(農業水利施設等の保全)

- ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修する必要があるとともに、低水管理等により決壊の未然防止に努める。
- 決壊した場合に下流に甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池を防災重点ため池として53カ所指定しているが、この防災重点ため池のハザードマップを作成し、町と町民、関係機関が連携して訓練を行うなど、地域の災害対応力を高める必要がある。

7-② 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

地震又は大雨による直接的な被害のみでなく、これが農地や森林等の荒廃により被害を拡大する事態を想定

（農地、農業用施設の保全）

- 農業用排水路などの機能は、地域の共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、支援制度の活用について周知し、広く啓発する必要がある。
- 農業用水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。
- 離作等による耕作放棄地の拡大を防止するため、各地区営農組合等と連携した耕作農地の維持を図る必要がある。
- 農作物を保護し、農業継続意欲を維持するための獣害対策を推進する必要がある。この際、猟友会等との連携に努める。
- ため池については、老朽化とともにため池下流において混住化が進んでおり、決壊した場合は甚大な被害を及ぼす恐れがあるため池もあるので、早急な対策が必要である。対策までに時間を要する危険なため池については、水位を下げる管理等による安全対策に加え、ハザードマップ作成等の減災対策を進め、また、農業利用の見込みのないため池については廃止について検討を行う必要がある。

（間伐の推進）

- 県と連携し、各種補助事業を活用して、効率的な間伐と間伐材等の利用を進める必要がある。

（山地災害の防止）

- 治山台帳の整備を進めながら、老朽化した治山施設の対策を計画的に実施する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8－① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画）

- 平成30年西日本7月豪雨での倉敷市真備町地区をはじめ近年の台風・大雨・地震災害時には、大量の災害廃棄物の発生とその処理が、事後の復旧・復興に大きな影響を及ぼしている。このため、令和3年3月に策定した「奈義町災害廃棄物処理計画」に基づき、平時からの1次集積場所の整備や発生した災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を推進する。

（有害物質の大規模拡散・流出対策の推進）

- 災害廃棄物に混在して有害物質が大規模に拡散又は流出した場合は、復旧・復興に悪影響が及ぶ可能性があることから、災害廃棄物の処理に合わせた予防処置を適切に行う必要がある。

8－② 復旧・復興を担う人材の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設業界との連携）

- 「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」（岡山県建設業協会美作支部）に基づき、発災後の応急復旧に直結する道路啓開、障害物の除去等に必要な人員・資機材等の確保に努めるとともに、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き関係者との連携を強化する必要がある。

（町としての人材確保）

- 町の自助努力として、災害時の復旧・復興に必須となる技術職員の確保と育成を継続して行うことが必要である。
- 他の自治体の復旧・復興経験者の長期間（年単位）の応援派遣や県土木職員のＯＢで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を活用して、技術的な支援を確保する必要がある。

8-③ 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害ボランティアの有効活用）

- 大規模災害時に町内全般や特定の地区内での公助や共助をするにも人的な支援には限界がある。また現在の大規模災害発生時の応急対策、復旧・復興活動の支援に災害ボランティアの参加は必要不可欠な状況になっており、発災当初から計画的に災害ボランティアの支援を有効活用する必要がある。
- 町の災害ボランティアセンターの設置・運営は、町社会福祉協議会が担うことから、災害ボランティアの受入れマニュアル、災害ボランティアセンターの運営マニュアルを整備して、予め対応を準備する必要がある。
- 県及び各市町村の社会福祉協議会と連携し、災害救援専門ボランティアの種類ごとの登録状況の情報を入手し、発災時に必要な種類の災害救援専門ボランティアの支援を確保する必要がある。

（自主防犯・防災活動の促進）

- 災害ボランティア等の不特定多数の人的支援を得た場合は、マイナスの影響の発生も懸念され、防犯・治安の維持の強化が必要な事態となる。
このため、青色防犯パトロール実施団体として、県から広報機材の貸与や、防犯ボランティアの応援・協力を得て、被災地域の自主的な防犯活動を強化する必要がある。
- 各地区の防災力強化を図るため、自主防災組織の活動を促進する必要がある。

（パトロール体制の強化等）

- 災害時において、防犯主幹を主に警察と連携したパトロール体制の強化を行い、被災地域の治安の維持を図る必要がある。

8-④ 被災住民が町外へ流出する事態

（総合的なまちづくりの視点での復興計画の策定）

- 災害発生後の地域の再生は、単に原状回復する復旧ではなく、より強靱で住みやすく住みたくなるまちづくりを意識した復興を目標に行う必要があり、その為には、災害発生直後の応急対応段階から将来を見据えた復興計画の策定が必要である。

※ 理想は発災日から2か月以内（建築基準法第84条の建築制限の期間内）

この際、損失（お金をかければ元に戻るもの：建物、道路等）のみでなく、喪失（お金をかけても元に戻らないもの：地域の賑わい等）の回復が必要である。

（仮設住宅の適切な建設）

- 仮設住宅には、プレハブ等の建設型仮設住宅と、空き住宅等を借上げて使用する借上げ型があるが、この建設及び取得を早期に適切に行う必要がある。

この際、町内での建設型仮設住宅の建設に早期に着手し必要数を確保することが重要である。仮設住宅の入居期間は最大2年間であるが、現状では更に1年間の延長がされることが多いが、町外の借上げ型仮設住宅に入居した場合は、期間終了後もそのまま、個人の借用に切換えて居住されることもあり、人口流出につながる結果となる。

（各種公的支援を組み合わせた復興支援策の推進）

- 公的な支援の対応の基準となる罹災証明の発行及びその発行の前提となる住家被害認定調査を速やか（目標、発災日から2週間）に行う必要がある。
- 被災者生活再建支援法等の国の支援、県の支援、町の支援を連携して、迅速な復興支援策を推進する必要がある。

（火災保険、地震保険等の私的な備えの啓蒙）

- 公的な支援では、住宅が全壊し再建する場合でも国の支援は最大300万円（県等により+αあり）であり、十分とは言えない。このことを踏まえて私的に火災保険、地震保険等に参加し、最悪の事態に備えることの重要性を啓蒙する必要がある。

奈義町国土強靱化地域計画の策定・改定の経緯		
令和2年3月	奈義町国土強靱化地域計画	策定
令和7年3月	奈義町国土強靱化地域計画	改定

奈義町国土強靱化地域計画

令和 2年3月 発行

編集、発行 奈義町国土強靱化推進本部

(奈義町国土強靱化推進本部事務局)
奈義町役場 総務課

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢306-1

T E L 0868-36-4111

F A X 0868-36-4009
